

資料 合吸b-1) 合併契約書

合併契約書

A法人（以下「甲」という。）とB法人（以下「乙」という。）は合併に関して次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第1条 甲は、乙を合併して存続し、乙は解散する。

（合併の期日）

第2条 合併の期日は平成〇〇年〇月〇日とする。ただし、期日において合併に必要な手続を行うことが困難な場合においては、甲乙の協定によってこれを延長することができる。

（定款変更）

第3条 合併後存続する社会福祉法人（以下「存続法人」という。）の定款の基本事項は、次のとおりとする。

- 1 名称は、A法人とする。
- 2 事業は存続法人の定款で定めるすべての事業とする。
- 3 事務所の所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。
- 4 役員及び評議員の定数は、次のとおりとする。

ア 理事	〇名
イ 監事	〇名
ウ 評議員	〇名

（財産の取扱い）

第4条 甲及び乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の次に掲げる書類を交換し、相互に確認する。

- 1 事業報告書
- 2 決算書
- 3 財産目録

2 甲及び乙は、合併期日の前日現在の事業報告書、決算書及び財産目録を作成する。

（財産の管理）

第5条 甲及び乙は、本契約締結後その所有に係る一切の財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、新たな義務等の負担その他重要な取引については、あらかじめ、相手方の承認を受けるものとする。

（財産等の引継ぎ）

第6条 乙の所有する財産その他一切の権利義務は、存続法人に引き継ぐものとする。

(職員の身分)

第7条 合併の際における乙の職員は、すべての甲の職員として引き継ぐものとする。乙の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱については、甲の職員との均衡を考慮して公正に取扱うものとする。

(契約の解除等)

第8条 本契約締結の日から合併成立までの間に、天災その他不測の事由により、甲又は乙の財産に重大なる変化が生じた場合は、甲乙協議のうえ本契約を変更し、又は解除することができる。

(雑則)

第9条 合併に新たな取り決めを必要とするとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

附 則

本契約は、〇〇県知事の合併認可の日から効力を生ずるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、両社会福祉法人理事長において署名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

A法人

理事長 _____

(乙) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

理事長 _____

資料 合新b-1) 合併契約書

合 併 契 約 書

社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇(以下「関係法人」という)は合併し、社会福祉法人〇〇市保育協会(以下「新法人」という。)を設立するにあたり、関係法人間で下記のとおり合併契約を締結する。

第1条 関係法人は、合併して新法人を設立し、関係法人は解散するものとする。

第2条 合併により設立すべき新法人の名称、事務所の所在地、目的、社会福祉事業の種類等は次のとおりとする。

1 名称

社会福祉法人〇〇市保育協会

2 事務所の所在地

(住所)

3 目的

新法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

4 社会福祉事業の種類

- (1) 保育所〇〇の設置経営
- (2) 保育所〇〇の設置経営
- (3) 保育所〇〇の設置経営
- (4) 保育所〇〇の設置経営
- (5) 保育所〇〇の設置経営

5 役員に関する事項

- (1) 理事〇名
- (2) 監事〇名

6 定款の変更に関する事項

- (1) 定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〇〇(所轄庁)の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項にかかるものを除く。)を受けなければならない。
- (2) 前項の厚生労働省令で定める事項にかかる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〇〇(所轄庁)に届け出なければならない。

7 公示の方法

新法人の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

第3条 新法人の基本財産は、次のとおりとする。

(1) 土地

- ① (住所) 所在の〇〇の敷地 1筆(〇〇〇.〇〇平方メートル)
- ② (住所) 所在の〇〇の敷地 1筆(〇〇〇.〇〇平方メートル)
- ③ (住所) 所在の〇〇の敷地 1筆(〇〇〇.〇〇平方メートル)
- ④ (住所) 所在の〇〇の敷地 1筆(〇〇〇.〇〇平方メートル)
- ⑤ (住所) 所在の〇〇の敷地 1筆(〇〇〇.〇〇平方メートル)
- ⑥ (住所) 所在の〇〇の敷地 1筆(〇〇〇.〇〇平方メートル)
- ⑦ (住所) 所在の〇〇の敷地 1筆(〇〇〇.〇〇平方メートル)

(2) 建物

- ① (住所) 所在の〇〇の〇〇造〇〇建 〇〇保育所 園舎 1棟(〇〇.〇〇平方メートル)
- ② (住所) 所在の〇〇の〇〇造〇〇建 〇〇保育所 園舎 1棟(〇〇.〇〇平方メートル)
- ③ (住所) 所在の〇〇の〇〇造〇〇建 〇〇保育所 園舎 1棟(〇〇.〇〇平方メートル)
- ④ (住所) 所在の〇〇の〇〇造〇〇建 〇〇保育所 園舎 1棟(〇〇.〇〇平方メートル)
- ⑤ (住所) 所在の〇〇の〇〇造〇〇建 〇〇保育所 園舎 1棟(〇〇.〇〇平方メートル)

(3) 現金〇〇万円

第4条 新法人は、関係法人の平成〇〇年〇月〇日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、以後合併期日までにおける収入支出を加除し、合併期日における関係法人の権利義務一切を承継するものとする。

第5条 合併期日を平成〇〇年〇月〇日とする。ただし、同日までに合併に必要な手続きができないときは、関係法人の代表者において更に協定するものとする。

第6条 関係法人は、本契約締結後その所有に係る一切の財産の管理に関し最善の注意を払い、新たな義務等の負担その他重要な取引については、予め関係法人の承認を受けるものとする。

第7条 本契約に規定する事項以外の事項といえども必要が生じたときは、合併条件に影響のない限り関係法人の代表者において協定し、執行するものとする。

第8条 新定款の作成とその他新法人設立のための事務については、関係法人より選任された設立事務共同執行者が行うものとする。

第9条 関係法人は、本契約の承認の他合併に必要な議決を経るため、合併契約書に調印後

速やかに関係法人の理事会を招集するものとする。

第10条 本契約締結の日から合併設立に至るまでに天災地変その他の事由により関係法人の財産に重大な変化を来したときは、関係法人は、本契約を解除することができる。

第11条 本契約は第9条の合併承認の議決を経た後、〇〇県知事の合併認可の日から効力を生ずるものとする。

上記契約の成立を証とするため本書を5通作成し、関係法人の代表者において署名捺印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長

資料 合新b-1) 合併協定書

合 併 協 定 書

1 合併の方式に関する事 (協定項目第1号)

社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇を廃し、新社会福祉法人を設立する新設合併(対等合併)とする。

2 合併の期日に関する事 (協定項目第2号)

合併の期日は、平成〇〇年〇月〇日とする。ただし、合併の期日までに必要な手続きができないときは社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉〇〇〇の代表者において更に協定するものとする。

3 新社会福祉法人の名称に関する事 (協定項目第3号)

新社会福祉法人の名称は、社会福祉法人〇〇〇とする。

4 新社会福祉法人の事務所の位置に関する事 (協定項目第4号)

主たる事務所の位置は、(住所)とする。

5 財産及び債務の取り扱いに関する事 (協定項目第5号)

社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇の所有する財産及び債務は、原則として全て新社会福祉法人に引き継ぐものとする。

6 定款に関する事 (協定項目第6号)

新社会福祉法人の定款に関しては、国の「社会福祉法定款準則」を基本として定めるものとする。

7 組織体制・事務局に関する事 (協定項目第7号)

別紙の組織・機構図のとおりとする。

8 役員選出に関する事 (協定項目第8号)

新社会福祉法人の役員の定数は、理事〇名、監事〇名とし、理事の選出区分は、〇〇地区〇名、〇〇地区〇名、〇〇地区〇名、〇〇地区〇名、〇〇地区〇名、施設長〇名とする。

9 職員の身分に関する事 (協定項目第9号)

社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇の職員は、全て設立する新社会福祉法人の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員の配置に関しては、各施設における児童教等を勘案して適正に配置するものとする。
- (2) 職員の職名に関しては、人事管理及び職員処遇適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。
- (3) 職員の職階に関しては、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。
- (4) 職員の給与に関しては、新社会福祉法人の給与規程を策定し、一元化するものとする。

10 事業に関すること（協定項目第10号）

設立する新社会福祉法人の事業は、次のとおりとする。

第二種社会福祉事業

- (1) 保育所 〇〇〇の設置経営
- (2) 保育所 〇〇〇の設置経営
- (3) 保育所 〇〇〇の設置経営
- (4) 保育所 〇〇〇の設置経営
- (5) 保育所 〇〇〇の設置経営

調 印 書

社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇について、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、協定の証とするため本書を 5 通作成し、各社会福祉法人の代表者において署名捺印の上、各自その 1 通を保管するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 _____

(住 所)

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 _____

資料 合吸 e-1) 合併認可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇保健福祉事務所
保健福祉部社会福祉課 様

A法人
理事長 ○ ○ ○ ○

B法人
理事長 ○ ○ ○ ○

社会福祉法人合併認可申請書の提出について

標記について、既に御承知の通り A 法人と B 法人は、平成〇〇年〇月〇〇日の合併に向けその準備を進めてまいりましたが、このたび両法人理事会において基本合意に達しました。

つきましては、合併認可申請書を提出いたしますので、御査収のうえ宜しくお取り計い下さるようお願い申し上げます。

記

合併認可申請書類～各 2 部

- ① 合併認可申請書
- ② 理由書
- ③ 理事会議事録及び評議員会議事録
- ④ A 法人定款
- ⑤ 財産目録・貸借対照表（A 法人・B 法人）
- ⑥ 負債証明書（A 法人・（独）福祉医療機構、〇〇銀行）
- ⑦ 財産目録（〇〇月末両法人合算）
- ⑧ 平成〇〇年度事業計画書・収支予算書
- ⑨ 平成〇〇年度事業計画書・収支予算書
- ⑩ 新役員履歴書・就任承諾書

社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	ふ	り	が	
	名		な	
			称	
	代 表 者 の 氏 名			
	主たる事務所の所在地			
	ふ	り	が	
	名		な	
			称	
代 表 者 の 氏 名				
申 請 年 月 日				
合 併 す る 理 由				
ふ 合 併 に よ り 消 滅 す る 法 人 の 名 称				
合 併 後 存 続 す る 法 人	主たる事務所の所在地			
	ふ	り	が	
	名		な	
			称	
	事 業 の 種 類	社 会 福 祉 事 業	第 1 種	
第 2 種				
公 益 事 業				
収 益 事 業				

資 産	純額⑤・⑥	内 訳										
		社会福祉事業用財産		③ 公益事業用財産	④ 収益事業用財産	⑤積極財産 ①+②+③+④	⑥負債					
		①基本財産	②運用財産									
		円	円	円	円	円	円	円				
合併後 存続する法人	役員	理事 監事の別	氏名	代表権 の有無	親族等の 特殊関係人 の有無	役員の資格等(該当に○)				他の社会福祉法人の 代表者への就任状況		
						知識 経験	地域 福祉 関係	施設長	その他	有無	法人名	
		引き 続き 役員 となる 者	理事	〇〇〇〇	有	無		〇			無	
		理事	〇〇〇〇	無	無		〇			無		
		理事	〇〇〇〇	無	無		〇			無		
		理事	〇〇〇〇	無	無		〇			無		
		理事	〇〇〇〇	無	無	〇		〇		無		
		監事	〇〇〇〇	無	無		〇			無		
		監事	〇〇〇〇	無	無		〇			無		
		新 たに 役員 となる 者	理事	〇〇〇〇	無	無	〇				無	
			監事	〇〇〇〇	無	無	〇				無	
評議員会の有無		有			評議員の定数			〇名				

資料 合新e-1) 合併認可申請書

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	設立事務共同執行者	住所	
		氏名	
	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	設立事務共同執行者	住所	
		氏名	
	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
	設立事務共同執行者	住所	
		氏名	
	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
名 称			
代 表 者 の 氏 名			
設立事務共同執行者	住所		
	氏名		
主たる事務所の所在地			
ふ り が な			
名 称			
代 表 者 の 氏 名			
設立事務共同執行者	住所		
	氏名		
申請年月日			
合併する理由			
合 併 に よ り 設 立 す る 法 人	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な		
	名 称		
	事業の種類	社会福祉事業	第 1 種
			第 2 種
	公益事業		
	収益事業		

合併する理由書

〇〇〇市における保育園・保育所の現状は、公立保育所〇施設、社会福祉法人立保育園〇施設（〇〇保育園、〇〇保育園、〇〇保育園、〇〇保育園、〇〇保育園）となっております。

社会福祉法人立保育園〇施設については、それぞれの地区において社会福祉法人が保育園を運営しておりますが、近年の少子化の進行による児童の減少が続く中、その運営は今後ますます厳しくなることが予想されます。

このような状況の中、平成16年度から〇〇〇市法人保育会連絡協議会、〇〇〇市法人保育会組織一本化検討委員会及び各社会福祉法人理事会において、保育園経営についての方策を種々協議してまいりました結果、将来的な経営基盤を強化し、職員の資質の向上と保育内容の充実を図ることにより、地域の児童福祉の増進に寄与することを目的に市内〇つの社会福祉法人が合併して新社会福祉法人を設立することといたしました。

資料 合新 e - 2) 児童福祉施設設置認可申請書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県知事 ○ ○ ○ ○ 様

設置者 職名 社会福祉法人 〇〇〇市保育協会理事長

氏名 ○ ○ ○ ○ 印

児童福祉施設（保育所）設置認可申請書

児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき、保育所の設置について、次のとおり関係書類を添えて認可申請します。

1 保育所名

〇〇保育園

2 所在地

(住 所)

3 定 員

区 分	定員数	左 の 年 齢 別 内 訳				
		乳 児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳以上児
認可希望定員	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人	○ 人

4 建物の構造及び規模

(1) 構 造 ○〇造〇〇建 1 棟 ○〇〇.〇〇.m²

(2) 所有形態 (自己所有 ・ 使用許可 ・ 賃貸借)

※内容を確認できる書類（登記簿、契約書等）を添付

(3) 規模 (図面別添のとおり)

室名	室数	面積	備考	室名	室数	面積	備考
保育室	5室	〇〇.〇〇㎡		便所	3室	〇〇.〇〇㎡	
遊戯室	1	〇〇.〇〇㎡		職員便所	1	〇〇.〇〇㎡	
乳児室	1	〇〇.〇〇㎡		調乳室	1	〇〇.〇〇㎡	
ほふく室	1	〇〇.〇〇㎡		沐浴室	1	〇〇.〇〇㎡	
調理室	1	〇〇.〇〇㎡		倉庫	1	〇〇.〇〇㎡	
多目的ホール	1	〇〇.〇〇㎡		食品庫	1	〇〇.〇〇㎡	
事務室	1	〇〇.〇〇㎡		廊下	1	〇〇.〇〇㎡	
医務室	1	〇〇.〇〇㎡	医薬品有	その他		〇〇.〇〇㎡	
保育士室		〇〇.〇〇㎡		玄関ホール	1	〇〇.〇〇㎡	
休養室	1	〇〇.〇〇㎡		計		〇〇.〇〇㎡	
摘要							

5 土地敷地面積 〇〇〇.〇〇㎡

ア	自己所有	イ	賃貸借 (年 円) (期間 年間)	ウ	地上権 設定 (期間 年間)	エ	その他 (無償貸付) (期間 20 年間)

※内容を確認できる書類 (登記簿、契約書等) を添付

屋外遊戯場 〇〇〇㎡

屋外 (大型) 遊具

すべり台	〇台	たいこばし	〇台
ぶらんこ	〇台
ジャングルジム	〇台

6 経営の責任者及び従事職員（施設長及び主任保育士の履歴書別添のとおり（略））

職名	職種	氏名	年齢	資格証書記号番号	雇用形態	専兼の別
施設長	所(園)長	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	正職員	専
直 接 処 遇 職 員	主任保育士	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
	主任保育士	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
	保育士	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
	〃	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
	〃	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	臨時職員	〃
	〃	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
	〃	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
	〃	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
	〃	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
	〃	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
調理員 等	調理員	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	正職員	〃
	栄養士等	〇〇 〇〇	〇〇	〇 〇〇〇	〃	〃
計		〇〇人				
嘱託医・嘱託歯科医		嘱託医 〇〇〇〇 嘱託歯科医 〇〇〇〇				

7 事業開始予定年月日

平成〇〇年〇月〇日

8 その他の特記事項

なし

(注) 添付書類 (略)

1 保育所図面 (平面図、立面図、付近の見取り図)

2 備品一覧表

3 履歴書（所(園)長、主任保育士）

4 収支予算書

5 設置者に関する事項

(1) 公立の場合

当該施設に係る設置条例及び施行規則又は条例改正議決書抄本

(2) 民間の場合

- ・ 設置するものの履歴及び資産状況を明らかにする書類
- ・ 法人の場合は、法人格を有することを証する書類
（〇〇県知事が認可した社会福祉法人においては省略可）
- ・ 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
（管理運営規程、経理規程、給与規程、旅費規程及び就業規則等）
- ・ 設置者が社会福祉法人以外の場合においては、設置者調書（別紙）

資料 合新 e - 2) 児童福祉施設廃止承認申請書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県知事 ○ ○ ○ ○ 様

設置者 職名 社会福祉法人 〇〇〇理事長

氏名 ○ ○ ○ ○ 印

児童福祉施設（保育所）廃止承認申請書

児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、保育所の廃止について、次のとおり関係書類を添えて認可申請します。

1 保育所名

〇〇保育園

2 所在地

（住 所）

3 休止・廃止の理由

社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇が合併することにより社会福祉法人〇〇〇が解散するので、〇〇〇を廃止する。

4 入所させている児童の処遇

新設される社会福祉法人〇〇〇が引き続き〇〇〇を運営することにより、児童の保育を実施する。

5 （廃止の場合）廃止の期日及び財産の処分

廃止の期日 平成〇〇年〇月〇日

財産の処分 権利義務一切を社会福祉法人〇〇〇に承継する。

添付書類 議事録（議決書）の写し（略）

資料 合 f - 1) 合併公告の案文

(合併後存続する法人の公告)

社会福祉法人合併公告

平成○年○月○日社会福祉法人○○○○○○○は、社会福祉法人○○○○○○○を合併して存続し、社会福祉法人○○○○○○○は解散する旨を理事会及び評議員会において議決しましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告記載の翌日から2月以内にその旨をお申し出ください。

平成○年○月○日

(郡市町村) ○○ ○○番地○○

社会福祉法人 ○○○○○○○○

理事長 ○ ○ ○ ○

(合併後消滅する法人の公告)

社会福祉法人合併公告

平成○年○月○日社会福祉法人○○○○○○○は、社会福祉法人○○○○○○○に合併して解散する旨を理事会及び評議員会において議決しましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告記載の翌日から2月以内にその旨をお申し出ください。

平成○年○月○日

(郡市町村) ○○ ○○番地○○

社会福祉法人 ○○○○○○○○

理事長 ○ ○ ○ ○